

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 7 日

専 務 理 事 各 位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理 事 長 神 谷 俊 広

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の
安全に関する業務の管理の受委託等に関する意見募集について

国土交通省は、今般、標題の件につきまして別添のとおり運行管理の高度化に関する意見募集を開始いたしましたのでお知らせいたします。

本件につきましては、4月30日付けで「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示」の一部改正がなされたところ、全タク連においても、国土交通省主催の「運行管理の高度化検討会」等に参画するとともに本件に係る実証実験等に対し、積極的に協力してきたところです。

つきましては、本件について了知されるとともに各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接同省物流・自動車局安全政策課意見募集担当に対して所定の様式でご提出いただき、その写しを全タク連宛てにご送付いただきますようお願いいたします。

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における 輸送の安全に関する業務の管理の受委託等に関する意見募集について

令和7年4月
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託等について検討を進めております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託等について（別紙）

2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省物流・自動車局安全政策課において配布

3. 意見募集期間

令和7年4月28日（月）～令和7年5月28日（水） ※必着

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用のうえ、件名は「事業者間遠隔点呼を実施する自動

車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託等に関する意見募集について」としてください。

③ 郵送

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 意見募集担当
電話番号（代表）03-5253-8111（内線 41615）

(意見提出様式)

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 意見募集担当 あて

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託等に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における 輸送の安全に関する業務の管理の受委託等について

1. 背景

自動車運送事業の輸送の安全確保のため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「トラック法」という。）体系において、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、原則として対面での運転者等への点呼を行うことを義務付けているが、発展する情報通信技術（ICT）を運行管理に活用すべく、産官学の有識者で構成された運行管理高度化検討会（現：運行管理高度化ワーキンググループ）を令和 3 年 3 月に設置し、運行管理の高度化に向けた議論を進めてきたところである。

また、今般、上記ワーキンググループにおいて、事業者を跨いだ遠隔点呼（以下「事業者間遠隔点呼」という。）及び業務前の自動点呼（以下「業務前自動点呼」という。）を実施する場合に必要な要件がとりまとめられたところである。

上記を踏まえ、事業者間遠隔点呼を実施する場合に必要な運送法第 35 条又はトラック法第 29 条の許可を要する管理の受委託契約の許可基準を定めるとともに、業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 160 号。以下「機器認定要領」という。）並びに旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）（以下「解釈運用通達」と総称する。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正等の概要

(1) 事業者間遠隔点呼における管理の受委託

令和 7 年 4 月末を目途に公布予定の「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示」（以下「改正点呼告示」という。）の規定に基づく事業者間遠隔点呼について、事業者が実施するにあたって必要となる管理の受委託の要件を新たに定める。

(i) 受委託の主な要件

- ・ 受委託の許可は営業所単位で行うこと。
- ・ 受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であること。

(ii) 遵守事項

- ・ 事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報の取扱いについて委託事業者及び受託事業者双方で同意を得ること。
- ・ 当該個人情報第三者へ漏洩しないよう厳正に取り扱うこと。
- ・ 事業者間遠隔点呼を行う運行管理者等と当該事業者間遠隔点呼を受ける運転者等が属する営業所間において、あらかじめ連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。
- ・ 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われている

か定期的に調査すること。

- ・当該調査により是正すべき事項が明らかとなった場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をすること。
- ・受託事業者は、委託事業者が行う調査及び業務管理について協力すること。

(iii) 管理の受委託の期間

- ・ 5年間

(iv) その他所要の改正

(2) 業務前自動点呼に用いる機器の認定

改正点呼告示の規定に基づく業務前自動点呼について、事業者が用いることができる機器の認定に必要な申請や認定事務に関する事項を整備するため、機器認定要領について所要の改正を行う。

(3) 事業者間遠隔点呼又は業務前自動点呼における適切な健康状態の把握等

事業者間遠隔点呼又は業務前自動点呼のみを長期間受ける運転者等に対して、当該運転者等が属する営業所の運行管理者又は貨物軽自動車安全管理者は、当該運転者等の体温、血圧等を把握することや、1か月に1回以上、当該運転者等と対面で会話をすることなど、適切な健康状態の把握手段等について明確化すべく、解釈運用通達について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年5月末

施行：公布の日